

瀬戸市春雨墓苑

令和6年度 基地使用者募集 申込みのご案内

受付期間

令和6年4月17日(水)～令和7年3月14日(金)

瀬戸市

----- 墓地の申込みの前に -----

申込み資格・条件・注意事項など、この「申込みのご案内」をよく読み確認した上でお申込みください。

墓地の申込みの際には現地を必ずご確認ください

1 申込みできる方と対象の墓地について

(1) 申込み資格・条件

瀬戸市に住所を有している方

- * 申込み時点で、瀬戸市に住民登録があり在住している方
- * 現に埋蔵すべき遺骨がない方でも申込みができます。

(2) 注意事項

- ア 墓地の申込みは、**1世帯1区画**です。すでに使用許可を受けている世帯の方は、申込みできません。
- イ 申込みされる方（申請者）は、祭しを主宰する方で、墳墓等の設置・納骨の手続などを行う**墓地の使用者**になります。
- ウ 申込みは、**使用者本人**が行ってください。
- * 代理人による申込みの場合は、**委任状**を持参してください。
- エ 新規募集墓地は、**墓地区画番号**を指定できません。
- オ **空き墓地**の申込みは**随時相談**してください。

(3) 墓地の面積・使用料

ア 墓地の位置

名 称：瀬戸市春雨墓苑

所 在：瀬戸市川合町5 4 番地の4

イ 墓地の面積、区画番号及び区画数

| 種 別 (面 積) | ブロック番号-区画番号 | 区画数 |
|--|--|----------|
| 新規募集墓地 3.0 m ² (1.5m×2.0m) | 71-79~99、72-1~82、 73-1~129、74-1~139、 75-1~66 | 4 3 7 区画 |

ウ 墓地区画の決定方法

新規募集墓地は、7 1ブロックの若番から先着順に決定します。

空き墓地の申込みは随時相談してください。

現在の空き墓地情報などご案内した上で、申込みを検討していただきます。

エ 墓地の使用料

| 面 積 | 永代使用料 (160,000 円/m ²) | 環境整備料 (年間) (396 円/m ²) |
|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 3.0 m ² | 480,000 円 | 1,180 円 |

〔環境整備料は、消費税及び地方消費税が含まれています。なお、永代使用料については、消費税及び地方消費税は賦課されません。〕

空き墓地については、区画の面積により異なりますので、必ずご確認の上申込みをお願いします。

2 申込受付・使用許可

(1) 申込みに必要な書類

- ア 春雨墓苑墓地使用許可申請書
- イ 同意書（当課にて申請者の住民票記載内容を確認するため）
- ウ 口座振替申込書（環境整備料の自動払込をするため）
※納入通知書による納付もできます。

(2) 永代使用料・環境整備料の納入

- ア 永代使用料は、申込み受付後に発送する納入通知書にて納付してください。
- イ 環境整備料は、口座振替（自動払込）または毎年10月初めに発送する納入通知書にて納付してください。（環境整備料は年度ごとにかかります。料金の日割り等はできませんので予めご了承ください。）

(3) 墓地使用許可証の交付・墓地の使用開始

申請書類の提出後、永代使用料の納付が確認でき次第、「春雨墓苑墓地使用許可証」を郵送にて交付します。この許可証は、墓地の使用手続に必要となりますので、**大切に保管**してください。「春雨墓苑墓地使用許可証」が交付された後に、墓地の使用を開始できます。

(4) 使用許可後の注意事項

- ア 墓地は永代使用を許可するもので、売り渡しをするものではありません。
- イ 使用権は、使用者が死亡したとき、祖先の祭しを主宰する方に承継（名義変更）してください（5ページ参照）。なお、使用権の他人への譲渡または転貸はできません。
- ウ 使用許可後、墓地の使用位置の変更はできません。

(5) 使用許可の取り消し

- 次に該当する場合は、使用許可の取り消しを行います。
- ア 使用場所の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。
 - イ 条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- ※ **環境整備料を滞納**されますと使用許可が取り消される場合があります。

(6) 墓地の返還について

墓地が不用になった際は、瀬戸市へ返還の手続きを行ってください。その際、返還届の提出（5ページ参照）と、墳墓等を設置した場合はその撤去が必要です。

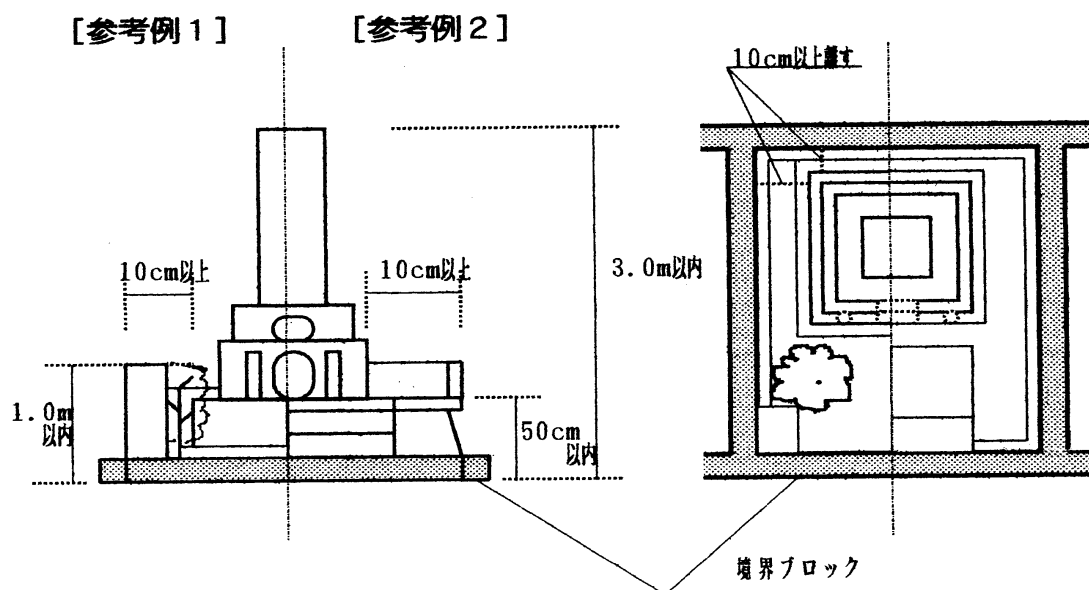
また、既に納付された墓地永代使用料を還付できる場合があります。還付手続きの際には、春雨墓苑墓地永代使用料還付請求書の提出が必要です。

3 墳墓等設置基準

墳墓等を設置する場合は、設置前に必ず「墳墓等設置届」を提出し、以下の基準に従って設置してください。また、設置届に添付する見取図には、高さ、境界との距離などを記入してください。

基準

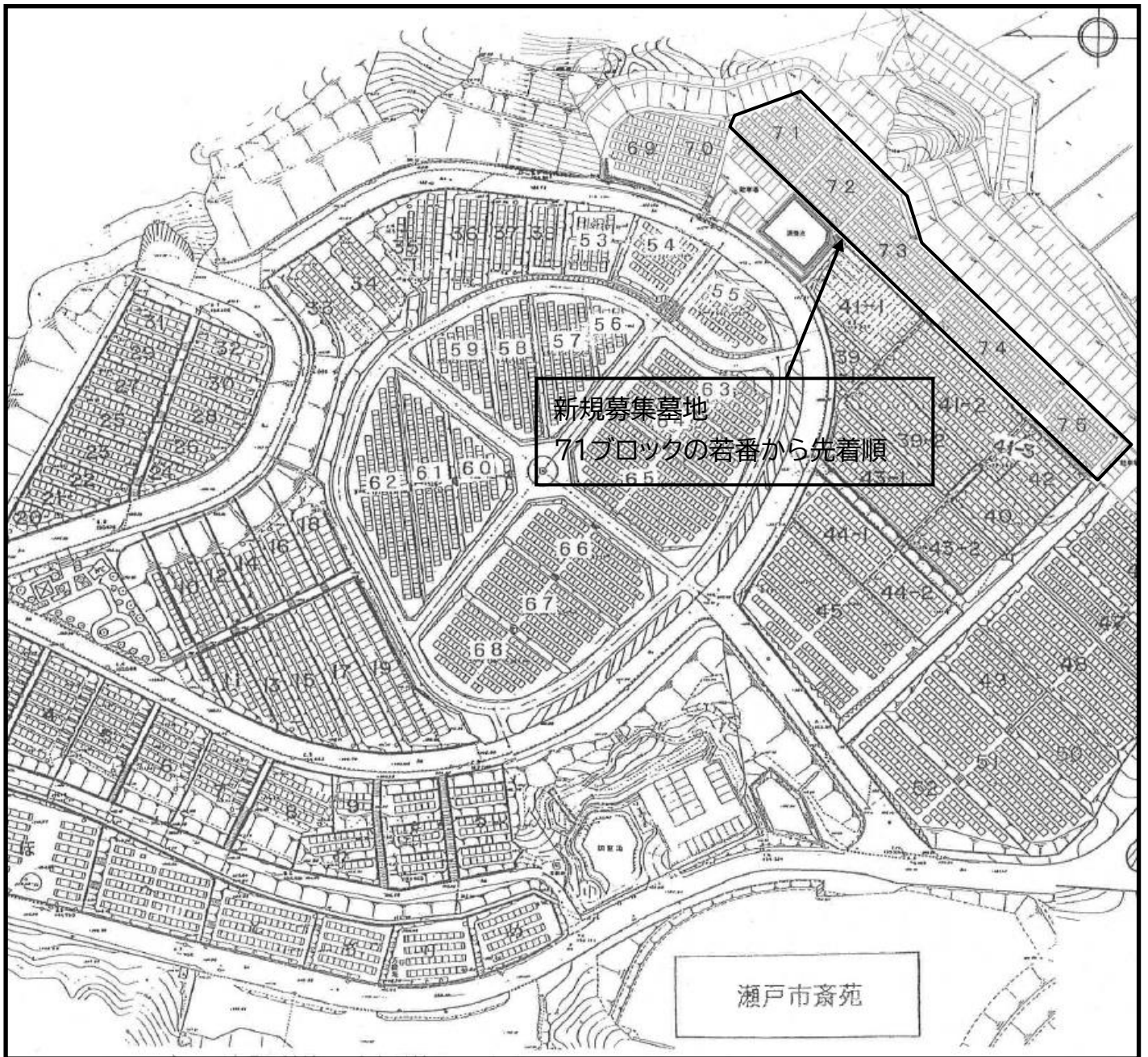
- ア 墓碑等の高さは、地盤面から3 m以内であること。
 - イ 盛土設備（石積等）の高さは、地盤面から50 cm以内であること。
 - ウ 囲障及び植樹の高さは、地盤面から1 m以内であること。
 - エ 墓碑類の位置は、境界ブロック枠の内側の縁から10 cm以上であること。
- ※ 囲障、盛土設備及び植樹をする場合は、境界ブロックより内側にて施工すること。



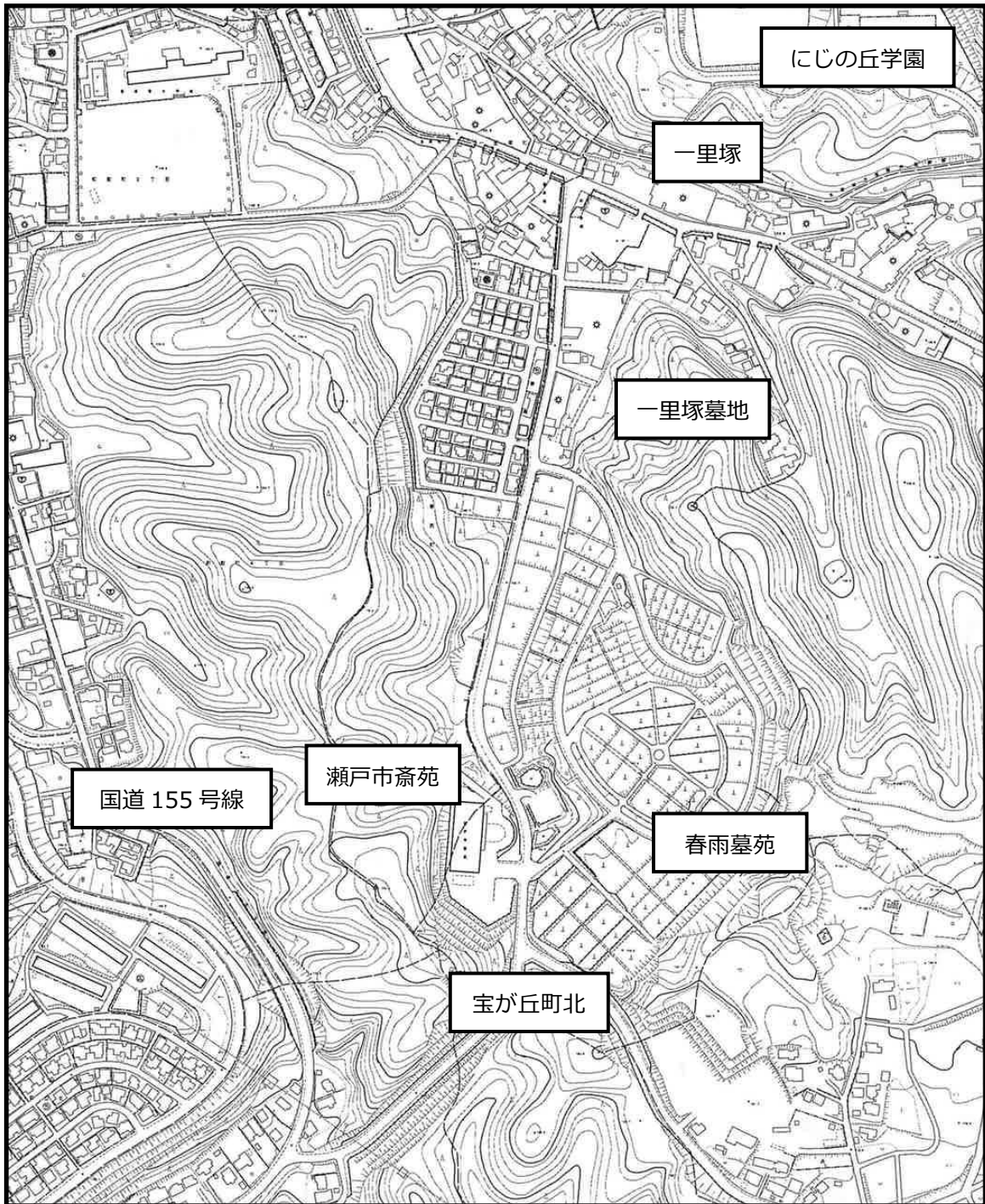
4 春雨墓苑墓地諸手続きについて

| | 手続き内容 | 申請書・届出書 | 提出時 | 添付書類 |
|---------------|------------------------------------|--|----------------|--|
| 1 | 墳墓等を設置、増設しようとするとき | ・春雨墓苑墓地 墳墓等設置届 | 設置前に必ず | ①見取図（正面、平面図） ※設置基準参照 |
| 2 | 焼骨等を埋蔵したとき | ・春雨墓苑墓地 焼骨等埋蔵届 | 納骨後 速やかに | ・①～③のうちいずれかの1枚 ①火葬許可証（原本） ②火葬執行済証明（火葬許可証紛失の場合） ③改葬許可証（墓地移転等の場合） |
| 3 | 使用権を承継しようとするとき | ・春雨墓苑墓地 使用権承継許可申請書 | 使用者が死亡したとき | ①使用許可証 ※紛失の場合は応相談 ②火葬許可証等の写し（使用者の死亡が確認できるもの）…1通 ※③で確認できる場合は不要 ③戸籍謄本等（使用者から承継者までの戸籍上の関係がわかるもの） ④承継者の住民票（本籍記載）…1通 ※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要 ⑤同意書※申請書裏面にあります。 |
| | | | 使用者が死亡したとき以外 | ①使用許可証 ※紛失の場合は春雨墓苑墓地使用許可証再交付申請書が必要 ②戸籍謄本等（使用者から承継者までの戸籍上の関係がわかるもの） ③承継者の住民票（本籍記載）…1通 ※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要 ④同意書 |
| 4 | 住所又は氏名を変更したとき | ・住所等変更届 | 速やかに | ①使用許可証 ※紛失の場合は春雨墓苑墓地使用許可証再交付申請書が必要 ②新住所等変更された事項が確認できる公的書類（免許証、保険証等）の写し又は住民票等 ※現時点で瀬戸市内に住民登録がある場合は不要（同意書のみ記入） |
| 5 | 使用許可証を損傷し汚損又は紛失したとき | ・春雨墓苑墓地 使用許可証再交付申請書 | 速やかに | ①使用許可証 ※損傷、汚損の場合 |
| 6 | 墓地を返還しようとするとき （墓地使用の必要がなくなったとき） | ・春雨墓苑墓地 返還届 ・春雨墓苑墓地 永代使用料 還付請求書 | 区画を更地にした後、速やかに | ①使用許可証 ※紛失の場合は春雨墓苑墓地使用許可証再交付申請書が必要 |
| 【注意事項】 | | 1 申請に書類不備が判明した場合は、すべての書類を返送しますのでご了承ください。 2 代理で申請書、届出書類を提出される場合は、原則委任状が必要です。 | | |

(春雨墓苑区画位置図)



(春雨墓苑位置図)



問い合わせ先

瀬戸市市民生活部生活安全課 生活係

(瀬戸市役所南庁舎 2階)

TEL 0561-88-2660 (直通)